

生体認証 I C キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行する I C キャッシュカードのうち、生体認証機能が付加された生体認証 I C キャッシュカード (以下「生体認証 I C カード」という。) を利用するにあたり、特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫が制定している「キャッシュカード規定」および「かわしん I C ・磁気ストライプ併用カード規定」の一部を構成し、この特約で定める事項は「キャッシュカード規定」および「かわしん I C ・磁気ストライプ併用カード規定」に優先して適用される。
又、この特約に定めのない事項は当金庫「キャッシュカード規定」および「かわしん I C ・磁気ストライプ併用カード規定」により取扱うものとします。
- (3) この特約について使用される語句は、この特約について定義されるもののほかは当金庫「キャッシュカード規定」および「かわしん I C ・磁気ストライプ併用カード規定」の定義によるものとします。

2. (生体認証の利用範囲)

- (1) この特約において生体認証とは、本人の指静脈情報 (以下「生体情報」という。) を生体認証 I C カードに予め記録し、当金庫所定の取引 (以下「生体認証対象取引」という。) を行う際に、本人の生体情報と生体認証 I C カードの生体情報を照合することにより本人認証を行う方式をいいます。
- (2) 生体認証を行うことが出来る A T M 機器 (以下「生体認証対応自動機」という。) は、当金庫が定めた機器とします。

3. (生体認証の記録・変更)

- (1) 生体認証は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法で、生体認証 I C カードに生体情報を記録したときから利用可能となります。
- (2) 生体認証 I C カードの更新や再発行を受けた場合も、改めて生体情報の記録が必要となります。また、代理人の生体認証 I C カードで生体認証を利用する場合には、代理人の生体情報の記録が必要となります。
- (3) 当金庫がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、生体認証 I C カードに記録した生体情報を、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法により変更することが出来ます。
- (4) 生体情報の記録または変更にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には生体認証の利用をお断りすることがあります。
- (5) 生体認証 I C カードに記録された生体情報は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法により削除することが出来ます。

4. (生体認証の実施)

- (1) 生体認証 I C カードを用いて、生体認証対応自動機により生体認証対象取引を行う場合、当金庫は、生体認証対応自動機の操作の際に使用された生体認証 I C カードが、当金庫が本人に交付した生体認証 I C カードであること、及び入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することに加えて、入力された生体情報が生体認証 I C カードに記録された生体情報と一致することを当金庫所定の方法により確認いたします。
- (2) 本人及び代理人は、生体認証対応自動機の故障等により、生体認証取引を行うことができない場合には、当金庫所定の I C カード、磁気カードの認証方式を用いるものとします。

5. (個人情報取得及び取扱)

本人及び代理人は、当金庫が生体認証対応自動機による生体認証対象取引において、生体認証を行う目的で、生体認証 I C カードに生体情報を記録・保管することに同意します。

当金庫は、取得した生体情報については生体認証対応自動機による生体認証対象取引以外には使用いたしません。

6. (生体認証 I C カード以外のカードへの変更)

生体認証 I C カードの利用を止めてカード切替を申し出た場合は、I C キャッシュカード以外のカードへの変更はできないものとします。

以上
平成 27 年 4 月 現在